

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月18日

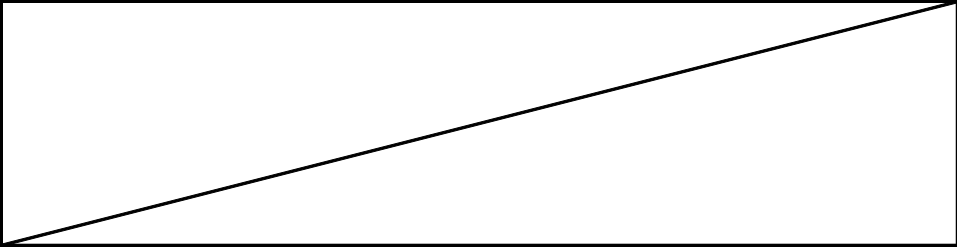
1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	宍粟市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	108-6
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.shiso.lg.jp/soshiki/kikakusomu/tiikisouseika/tantoujyohou/mynumber_00/1477622244359.html

執行機関名 宍粟市長

心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年兵庫県規則第17号)による共済制度の運営に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		宍粟市個人番号の利用等に関する条例(平成27年宍粟市条例第33号)別表第1の10の項 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年兵庫県規則第17号)による共済制度の運営に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第1条	兵庫県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年兵庫県条例第18号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、<u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的にを行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u>	第1条 この条例は、心身障害者を扶養している者の相互扶助の精神に基づき兵庫県心身障害者扶養共済制度(以下「共済制度」という。)を設け、<u>心身障害者を扶養している者が死亡し、又は身体に障害がある状態となった後において心身障害者に年金を支給することにより、心身障害者の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		兵庫県心身障害者扶養共済制度条例 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号) 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則(平成12年兵庫県規則第10号)